

長寿医療制度に係る主な報道内容と事実関係

資料7

1. 提供される医療

報道内容		事実関係
医療機関を利用した場合、新制度から医療機関に対する保険給付は、月ごとの定額払いとなる。よって、 <u>検査等は省略され、粗雑な診療につながってしまう。</u>	誤り	<u>必要な検査等は省略されない仕組みである。</u> 医療機関は、個々の診療行為に係る費用を積み上げる「出来高払い」の選択が可能である。また、「定額払い」を選んだ場合でも、投薬や状態が悪化した際の検査等の費用は、別途の支払いとなる。
<u>高齢者担当医制度の導入により、利用できる医療機関が限定されることになる。</u> さまざまな疾病を抱えていても、複数の医療機関による専門的診療が、受けられなくなってしまう。	誤り	<u>高齢者担当医は、フリーアクセスを阻害するものではない。</u> 高齢者担当医は、ご本人が選ぶものであり、希望すれば変更できる。また、担当医を通さず、他の医療機関に直接かかることも可能。

2. 保険料滞納者対策

報道内容		事実関係
<u>保険料を1年以上滞納すると、被保険者証が取り上げられ、資格証明書に切り替えられる罰則が導入。</u> 資格証明書になれば、医療機関で一旦医療費全額を自己負担しなければならない。セブな高齢者以外は、医療機関を利用できない。	誤り	<u>資格証明書は、保険料滞納期間が1年以上になると機械的に交付されるものではない。</u> 病気、生活困窮など保険料を納付できない特別な事情がある場合は、資格証明書ではなく、通常通り、被保険者証が交付される。

3. 保険料

報道内容		事実関係
保険料の計算方式は、通院回数が増える と引き上げられる仕組みに変わった。高 齢者からは、「医療機関を利用しにくく なる」との反発が出ている。	誤り	通院回数が増えると自らの保険料や窓口負担が 上がる仕組みではない。
保険料は、社会保険庁から通知され、一 部の人を除き、4月15日に年金から 天引きされる。	誤り	保険料は、社会保険庁ではなく、都道府県広域 連合が決定し、通知。 社会保険庁は、広域連合が通知した後、年金振 込通知を送付する。
保険料の計算方式が、国民健康保険から 変更され、低所得者にとって負担増と なった。	誇張	全国平均的には、国民健康保険と比べて、低所 得者にとって負担減となる。

(注) 報道機関に対して事実関係について申し入れ済み。